

年報第五号特集にあたって

京浜歴史科学研究会代表 内田修道

私たちが『川崎警察署文書』の解読を始めたのは一九八六年九月の例会からです。参加者一人一人が輪番で一定量の解読作業を担当し、その原稿を例会に持ち寄り、参加者全員が交替で原文(コピー)を読み上げ、原稿と対照する作業を続けました。終了したのは八年七月、毎月一回都合二九回にわたりました。そこで問題となったのは、日頃学習会の成果を会報を通じてしか得られない会員諸氏のもとに、解読された『川崎警察署文書』をどのような形で届けるかということでした。年報の特集にすると決まったのは九〇年六月の例会であり、その日から原稿整理をはじめ、七月入稿という慌ただしいスケジュールとなりました。

『川崎警察署文書』は、明治政府が上から遂行した地方「自治」制⇨町村制、その理想とした町村像と懸け離れた状況を赤裸々に語っています。やがて道路・鉄道を待望する人間像を彷彿させる、地域利害をめぐって行動する町村民。「利殖」型村長の登場。近世的和解手段にたより、調停に奔走する郡長。堤防の破壊を扇動する県属。総じて混乱する行政を批判する法知識豊かな警部。新しい地域の動向を理解できない活動家⇨壮士。衆議院議員選挙に積極的な政党と受身の選挙民等々。興味の尽きない本史料の積極的な活用を望む次第です。

この特集が会員諸氏の手元に届くのは九一年一月二七日の総会です。奇しくも『川崎警察署文書』が作製された一八九〇年からちょうど百年にあたり、また、本会の発足の契機となった第一回自由民権百年記念全国集会在横浜において開催されてから一〇年になります。この特集は、なによりも参加者全員による史料の解読⇨読合せ・解釈・史料の背景の検討⇨研究史の検討⇨フィールド・ワークという本会の学習活動の方法が生み出したものです。本会にとってまさに節目に相応しい成果だと考えています。

凡例

- 一 『京浜歴史科研年報』第五号は「川崎警察署文書」の全文を収録した。
- 一 史料の配列は原史料と同様にし、便宜上、史料の区切りに従って一連番号(「算用数字」)を附した。
- 一 各史料はできるだけ原史料の形態を残すように努めたが、編集の都合上以下の原則に従って校訂した。
- (一) 旧漢字・異体字などは原則として新字体に改めた。但し、人名は原態通りとした。
- (二) 合字は原則として片仮名で表記した。
- (三) 衍字は原態通りとし(ママ)を付した。
- (四) 濁点は原態通りとした。
- (五) 近世で常用されている宛字は原態通りとした。
- (六) 複写の不明箇所、或は破損で判読不能の箇所は、字数が判るものは□で、判らないものは「」でその状態を示した。
- (七) 誤字は(ママ)を付すか、訂正(「」)した。また不明の場合は(「」カ)とした。但し、一文書初出のみ。
- (八) 挿入箇所は史料のなかにそのまま組み入れた。
- (九) 抹消箇所は「」で示し、判読不可能の部分は「□」で示した。
- (十) 欄外注記は当該箇所に*を附し、改行して示した。
- (十一) 朱筆はゴシックで示した。